

第2回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 2 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 3 議案第52号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第53号 いちき串木野市行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第54号 救助工作車（Ⅱ型）の購入について
 - 第 6 議案第55号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 7 議案第56号 羽島漁港区域内の公有水面埋立てについて
 - 第 8 議案第57号 羽島漁港区域内の公有水面埋立てについて
 - 第 9 予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）
 - 第10 国特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第11 国宿特予算議案第2号 平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
-

本会議第4号（6月21日）（火曜）

出席議員 17名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	14番	下迫田良信君
5番	西中間義徳君	15番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
7番	大六野一美君	17番	福田清宏君
8番	楮山四夫君	18番	中里純人君
9番	西別府治君		

欠席議員 1名

13番 寺師和男君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	教委総務課長	木下琢治君
副市	長	中屋謙治君	市来支所長	下迫田久男君
教育	長	有村孝君	消防長	原蘭照明君
総務課	長	中尾重美君	税務課長	中村昭一郎君
政策課	長	満蘭健士郎君	観光交流課長	末吉浩二君
財政課	長	田中和幸君		

平成28年6月21日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第11

議案第50号～国宿特予算議案第2号一括上程

○議長（中里純人君） 日程第1、議案第50号から日程第11、国宿特予算議案第2号までを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。

まず、議案第50号専決処分承認を求めるところについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号専決処分承認を求めるところについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○15番（原口政敏君） この議案は、要するに、消費税を10%に上げたときに、今の取得税を廃止して環境税に変えるという議案ですよね。ところが、消費税は10%に上がらないんですよ。こういう議案を出す政府は、自民党ですから余り言いたくないですけども、おかしいですよ。速やかにこの議案は取り下げるべきだったと私は思うんですよ。今後、9月議会か、12月議会か、3月議会か、変えるんでしょう、変えないといけないんですからね。これは10%にしないというんだから。これを決めたのは、10%にした後に、今の取得税を廃止して環境税に変えるという議案ですからね。

だから、この通達は、まずいつ来たのかですね。それと、もう一つ私が言うた、市長はもう御存じないかもわかりませんが、今後、これをまたもとに戻さないかんわけですよ。同じことはひとつこっなん

ですよ。今まで私も議員を長く務めましたけども、こんな議案は初めてなんですよ。本当に、ぴしゃっと決まったときに政府はすべきであって、まだ10%に上がらぬのに、こういう議案をつくるちゅうのは、これはもう、私は自民党なんだけれども、考えないですね。だから、もし、市長じゃなくて課長がわかっとつたら、これは改正せないけませんからね、これはじゃないんだから、10%にならないんだから。そういう考えをちょっと、市長でもいいし、副市長でもいいし、ちょっと教えていただけませんか。私は理解に苦しみますが、この議案は。

○税務課長（中村昭一郎君） ただいまの質問についてですが、地方行政においては、上位法の法律の規定に基づいて下位法の条例を定めるところによって効力を発することになります。

また、現在成立している法律の規定と条例の規定の整合性があることが原則ですので、法律改正に合わせて、随時、条例改正をすることになっております。

今、言われましたように、総理の正式表明、もしくは、その後の骨太方針の中の閣議決定、こういったものはされておりますが、まだ法律的な効力はなく、現在、成立している法律の規定では、施行日等、29年4月1日を想定した内容になっておりますので、条例改正を今回いたします。

先ほど言われましたように、秋の臨時国会で消費税増税関連法改正案を提出する予定ですので、それに合わせて、もう1回、条例改正することになります。

以上です。

○15番（原口政敏君） 今、課長が、要するに、もう1回条例を改正して、もとに戻すちゅうことですよ。これはおかしかとですよ。僕は自民党政権でこれ以上言いませんけども。

今の取得税は、環境税にしたら、もうほとんどなくなるんですよ。しかし、今でも、取得税ももう、スズキとメーカーを言っただけじゃありませんけれども、ほとんど新車はかからないんですよ。かかるのはギア車ばかりなんですよ。かかりません。だから、市はもう、取得税はもう手数料だけですよ、

課長、入ってくるのは。だから、大したお金じゃないですから、これ以上は聞きません。

何か矛盾したような議案なんですけど、課長が言うように、また改正するちゅうことを言われましたので、またそんなときに立ちましょ。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号いちき串木野市行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号救助工作車（Ⅱ型）の購入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号羽島漁港区域内の公有水面埋立てについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号羽島漁協区域内の公有水面埋立てについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

○11番（東 育代君） 商工費のことでちょっとお聞きしたいんですが。

今回、串木野さのさ荘の大浴場ろ過ユニット取り替え修繕ということで250万円が計上されました。ちょっと気になったのは、募集要項の中で、建物修繕料に対する補助が5,000万と最初あったんですが、それとの関係と、どうなっていくのかということ。

もう一つお聞きしたいのは、昭和47年度に建設をされて、かなり給配水、衛生設備や空調・換気設備等が老朽化してるというふうに思ってるんですが、28年度中に同じような不具合が出てきたときには、どのように対処されるのかということ、2点お聞きしたいと思います。

○観光交流課長（末吉浩二君） ただいまの7款商工費1項商工費3目観光費の修繕料250万円について御質疑がございました。

募集要項の中で、こういった修繕費につきましては5,000万、それから温泉活用については2,000万とといったことで募集をかけておりますけれども、この5,000万の使用につきましては、あくまでも無償譲渡を行った後というふうに認識をしておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

それから、それぞれの各施設の保守点検の状況ということだと思います。

串木野さのさに荘おいても、もう44年経過をするといったような状況の中ですけれども、それぞれ施設においては保守点検を行っております。今のところ、さのさ荘においては、点検の中では、非常用発電機は老朽化をしていますよといったこと、それからエレベーターの荷物専用の保守点検の中では、メインモーターが劣化していますよといったことも指摘を受けてますが、その他については今のところございません。それから、今年度中に、このような修繕がまだ出てくる可能性というのも十分ございます。こういうようなことがございますので、1年間の今、無償貸し付けの期間ですけれども、できるだけ前倒しをした形で無償譲渡を行えたらというふうに考えてます。その中で、無償譲渡しますと5,000万円の補助金が使えろといったようなことになりますので、できるだけ前倒しした形での譲渡を考えてます。

それから、譲渡までの期間にこういうのが出る可能性も十分ございます。そのときについては、金額なり、緊急やむを得ないもの、そういったものを判断をしながら、その都度、協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○17番（福田清宏君） 同じところですが、1款商

工費1項商工費3目観光費の串木野さのさ荘維持補修費250万円についてでございますが、さのさ荘の使用賃貸契約書は、委員会の審査等を通じれば、紳士協定ということで、議会の議決を経てないということになっておりますが、そこで少しお尋ねいたします。

この使用賃貸契約書の第6条ですが、貸借物件の維持補修ということで、乙が甲から、乙は株式会社ホテル旅館マネジメント、代表取締役松本憲司様、それから、甲はいちき串木野市長田畑誠一ということですが、乙が甲から助成金その他の補助金等を受領した限りにおいては、甲は第3条に定める使用貸借の期間中、貸借物件の維持補修の責めを負わないという条文なんですけど、簡単に言えば、助成金、補助金等を受領していない間は、市が維持補修の責めを負うというふうに解釈できるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のことはどうですかね。

○観光交流課長（末吉浩二君） 今ありました使用賃貸契約の中で、第6条に貸借物件の維持補修についてということで取り組みをしております。今、お話がありましたとおり、乙が甲から助成金、その他補助金等受領した限りにおいては、行政側の維持補修に対する責めを負わないというふうに規定をしています。このことにつきましては、3月議会での発言とやや相違をするものでありますので、今回の件につきましては、甲乙協議をした結果であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○17番（福田清宏君） 質問は3回しかないんですけど、あとは所管の委員会ということにしますが、甲乙協議もだけど、現実、この6条は、今、私が言うた解釈が正しいということになりますか、再度お答えください。となれば、今後出てくる維持補修も市で負わなきゃいかんということになると思います。そういうふうに理解していいかどうかですね。

それから、今ちょっと触れられましたが、委員会においても、市が支出することについての説明は、この災害時保険適用になった部分があれば、その保険の部分については、市のほうが補填する、それ以外は企業のほうでやってもらうという答弁を再三にわたって、それでいいのかと再三にわたって、指定

管理を外れたが、無償貸借の間は、ちょっと違うんじゃないかということで、何回も何回もお尋ねをしましたが、結果的には、やはり災害時保険適用になった部分等があれば、その保険の部分については市のほうが補填する、そのほかは企業がやるという答弁に終始しました。

そして、その何日か後、この賃貸借や使用貸借契約書が結ばれてるんですよ。2月26日の産業建設委員会の内容がさっき申したことでありますし、この契約書は4月1日に結ばれたと。だから、委員会で説明したことと全然違うじゃないですか、これ、内容。その辺がやっぱり、紳士協定だから議会にかけないよというんであればあるほど、やっぱりきちんとしてやらないといけないんじゃないかと思っております。

だから、あえて、保険適用以外のものは云々なんて言う必要ないんで、現実、無償の期間は、市がその責めを負うんだよという説明すればそれで済むことなんですよ。違いますかね。ちょっとお答えください。

○副市長（中屋謙治君） ただいまの件でございます。

まず3月議会の関係でございますが、ただいま言われましたように、台風等の災害を受けまして、全国市有物件等の保険適用があった場合、これにつきましては、その補修費用は、その保険金額をもって市が補修をいたしますという、これが、今言われました第6条に記載されておるところでございます。

そして、もう1点、無償の貸し付け期間中の施設の維持補修、通常の維持補修については、これは事業者側の負担とするという。このことは、口頭で、双方協議をする中で確認をいたしております。ただし、これは契約書の中には明文化はされておられません。そういうことで、3月議会は来ておりました。

そして、今回の故障でございますが、ろ過器の老朽化によって、底の部分の抜けた、そして水漏れであるという、こういうことでございます。通常の点検では容易に把握できる箇所ではなかったということ御理解いただきたいと思っております。そして、貸し付けからわずか2週間というこの短期間の中で発生した今回のトラブルであったということで、先ほ

ど申しあげましたように、保険適用にならないケース、そして、通常の消耗品などいまいしょうか、そういう維持補修を超えるものであるということで、今回、甲乙双方で協議をする中で、この部分については、市のほうで何とかもってほしいということで、話を。

また、市のほうとしても、そこまで、渡す段階で確認ができていなかったということ等々を勘案する中で、市のほうで、やはり負担すべきであろうということで、今回、提案をしたところでございます。

○17番（福田清宏君） 14条の甲乙協議の前に、私がさっき言ったように、第6条でも既に補助金、助成金等を受領した限り、結局、もらっていないんだから、まだ払ってないんだから、当然、市が、その間における維持補修はすべしということが、第6条の内容じゃないのかって聞いてるんですね。それがそうであれば、何の、さっきの説明は要らないですよ。もう。協議したのどうのこうのなんちゅうのは。

だから、反対側に隠された事実があるような条文に見れるので、もし、私が今言ったことが正しいとすれば、何もどうこう言われる筋合いの維持補修費じゃないということになるんですよ。

私が言っている意味わかりますか。だから、要は、私は、14条の前に第6条の条文が適用されて、今回の維持補修費は出されているんじゃないかということをお尋ねしております。3回目ですからこれで終わりですけれども、お答えください。

○副市長（中屋謙治君） 今ありましたように、確かに第6条、今回、保険適用になっておりませんが、市で支出するというところでございますが、先ほど言われました3月議会の答弁との整合性、そういう観点から行きますというと、口頭ではありますが、通常の維持補修については事業者側の負担ということで、これは双方とも確認されております。

ただ、これについては契約書、明文化されていないという状況がありますので、そういうことで、この6条につきまして、この部分だけをそのまんま読みますというと、今回、市のほうで250万予算計上するというのは、そのまま、それが正しいということになるかと思えます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○3番（田中和矢君） 使用貸借は無償ですから、賃貸借契約とはやっぱり違うわけで、仮に賃貸借契約であっても、その引き渡した物件が、これを簡単にするために貸し家だとしますと、家を借りた場合に、お風呂が水漏れがして使えないとか、瓦が、屋根が雨漏れをして使えないとか、こういう重大なところの瑕疵、見えない瑕疵については、やはり家主の負担ということになるのは当然なんです。

これが賃料を払わない、対価を払わない、賃料を払わないさのさ荘との契約であっても、その1年間の使用貸借期間中に発生したことは、やはり、責任を持って市が修理すべきだと思います。

しかしそれは、今話題になってます、論議になってます、その都度双方が協議するとなっておりますけれども、なかなか今後も、1カ月もたないうちにこれですし、44年経過しているということですから、かなり出てくるんじゃないかと思えます、例えば見えないところの配管とか。そういったときに、やはり、今のうちにしっかりと決めておかないと、ずるずるとなりますので、もう一度、使用貸借人であるホテル旅館マネジメントと市とがもう1回しっかりと話し合うべきだし、やはりこういった契約をつくるときには、もちろん市の皆さんも法律に詳しい専門家とは思いますが、こういった契約については、法律の専門の弁護士にしっかりと契約書のチェックをしていただいたほうがいいと思えます。

今後とも、やっぱりあり得ることだと思います。途中とはいえ、弁護士を交えてしっかりと話し合わない、双方が責任のなすりつけ合いになり、ましてや、せつかく、さのさ荘を運営してみようという事業者があらわれたのに、本当に大変なことになり、もとの木阿弥になると思えますので、この際しっかりと、再度、契約の見直しをしたほうがいいと思えますが、いかがですか。

○副市長（中屋謙治君） 現在は、無償の貸し付け期間でございます。先ほど、担当課長からも答弁しましたように、できるだけ早く無償譲渡ということで進めたいということで、現在、話を詰めております。早ければ、次の9月議会にも議案として上げら

れないかなという、そういうスケジュール管理で、今、進めておるところでございます。

その間につきまして、同じような問題が生じた場合につきましては、基本としては、保険適用の場合については市で対応をします。それ以外の通常の消耗品的な取り替え、そういった維持補修については事業者側です。それで疑義が生じた場合につきましては、やはり双方でその都度協議をすることになるのではなかろうかと思っております。

現在、6月ですので、できるだけ早く無償譲渡、こういう段取りに持っていきたいと考えております。

○3番（田中和矢君） 譲渡というと、やっぱり売り渡し人と買い主、いずれは受け人と、双方があって、合意しないといけないわけですから、当該、今、無償で借りているホテル旅館マネジメントさんも、こういうふうにはぼろぼろ、まだ1回ですけれども、いろいろとお金がかかるようであれば、5,000万があるとはいえ、ああいった大規模な建物、大規模な施設ですから、ちょっとやることはできないとかいうことになったら、非常に市としての損失も大きいのですから、やはり双方の協議、これは本当にもめると厄介な問題になりますので、早目に、次が出ないうちに、ぜひ慎重な対応をされるように要望して、終わります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、国宿特予算議案第2号平成28年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、

それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時26分